

## 議会議案第9号

### 議会基本条例の策定に関する調査特別委員会の設置について

二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定める議会基本条例の策定について、議会として特別委員会を設置し、その内容に関する調査研究をこれに付託したい。

よって、ここに議案として提出する。

平成24年9月27日提出

提出者	鎌倉市議会議員	前	川	綾	子
賛成者	同	上	納	所	輝次
同	同	上	岡	田	和則
同	同	上	三	宅	真里
同	同	上	中	村	聡一郎
同	同	上	吉	岡	和江
同	同	上	高	橋	浩司

## 記

1 名 称 議会基本条例の策定に関する調査特別委員会

2 付 議 事 件 議会基本条例の策定に関する調査研究

3 委員の定数 10名

4 その他

- (1) 本特別委員会は、地方自治法第110条及び鎌倉市議会委員会条例第3条の規定により設置する。
- (2) この特別委員会は、調査のため必要があるときは、議長を通じて資料の提出を求めることができる。
- (3) 本特別委員会の設置期間は、その目的を達するまでとし、閉会中も審査することができる。